

型取引の適正化に関する調査

【ご回答に際してのお願い】

(1) 本調査は、貴社の製品・部品の製造における型取引全般（木型・金型など種類問わず）についてお伺いするものです。なお、**自社が型を使用していなくても、貴社の製造委託先で型が用いられている場合は本調査の対象となります。また、型専門メーカーの方は、基礎情報（設問 1～5）のほか設問 28～30, 32, 33, 48, 49**にご回答ください。

(2) ご回答は以下の2つの方法からいずれか1つをお選びください。

1. パソコンからのオンライン回答

【オンライン回答ページ】以下のログインID・パスワードにてログインが可能です。

ログインID	パスワード



【ログイン方法】

- ①「TSR アンケート」と検索し、一番上の検索結果現在実施中の「アンケート調査：東京商工リサーチ」をクリック。「型取引の適正化に関する調査」内の「アンケートに回答する」をクリック
 - ②URL (<https://www.tsrsurvey.jp/kata2021>) を WEB ブラウザの URL 入力欄に直接入力
 - ③QR コードからアクセス。
- ・**令和3年8月6日（金）まで**にご回答ください。オンラインでご回答いただく場合は、紙の調査票の返送は不要です。

2. 調査票（本用紙）に直接記入し郵送

- ・該当する選択肢の番号を直接○印で囲んでください。
- ・ご記入後は、同封の返信用封筒（切手不要）にて**令和3年8月6日（金）まで**にご投函ください。

(3) ご回答にあたっては、**令和3年7月1日時点**での型に関する取引（型を用いた製品、部品の製造委託・製造受託など）全般についてお答えください。

(4) 本調査結果は株式会社東京商工リサーチ及び調査の委託元である経済産業省においてのみ使用し、回答内容について個社名を特定して公表することはない、回答内容をもって行政指導や行政処分を行うことはありませんので、取引の実情に沿ってご回答をいただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
アンケート内容に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。

株式会社東京商工リサーチ 市場調査部内「型取引の適正化に関する調査」事務局
〒100-8787 東京都千代田区大手町一丁目三番一号 JAビル
Tel：03-6910-3118（受付時間：土日及び祝日を除く9時～12時、13時～17時）

【ご回答者情報】お手数をおかけしますが、回答者様の所属・お名前をご記入ください。名刺添付でも結構です。

貴社名			
部署名		役職名	
氏名		電話	
e-mail		FAX	

※貴社の製品・部品の製造において、型に関する取引が無い場合は、以下のチェックボックスをチェックし、ご返送ください。

<input type="checkbox"/>	貴社の製品・部品の製造において、型（木型・金型その他各種）は使用しておらず、取引先にも使用されていない。また、型メーカーに型を製造委託することもない。
--------------------------	---

回答企業基礎情報

問 1. 貴社が属する産業界をお答えください。(単一回答) (型専門メーカーの方も回答)

- | | |
|---|--|
| ① 自動車産業 | |
| ② 電機・情報通信機器産業（例：家電、電子部品、コンピュータ等） | |
| ③ 産業機械産業（例：建設機械、農業機械、工作機械、業務用機械等） | |
| ④ 素形材産業（例：鋳造、鍛造、ダイカスト、金属プレス等） | |
| ⑤ 型専門メーカー（顧客企業から型の製造委託を受けており、型を用いて製品、部品を製造していない。） | |
| ⑥ その他の産業（具体的に： _____) | |

問 2. 貴社の令和 3 年 3 月末時点の従業員数をお答えください。(単一回答) (型専門メーカーの方も回答)

- | | | |
|-------------------|------------------|--------------------|
| ① 5 人以下 | ② 5 人超 20 人以下 | ③ 20 人超 50 人以下 |
| ④ 50 人超 100 人以下 | ⑤ 100 人超 300 人以下 | ⑥ 300 人超 1,000 人以下 |
| ⑦ 1,000 人超 1 万人以下 | ⑧ 1 万人超 3 万人以下 | ⑨ 3 万人超 |

問 3. 貴社の前期（半期の場合は 1 年に換算）の売上高をお答えください。(単一回答)

(型専門メーカーの方も回答)

- | | | |
|-------------------|----------------------|-----------------|
| ① 1 千万円以下 | ② 1 千万円超 1 億円以下 | ③ 1 億円超 10 億円以下 |
| ④ 10 億円超 100 億円以下 | ⑤ 100 億円超 1,000 億円以下 | ⑥ 1,000 億円超 |

問 4. 貴社の取引地位を完成品メーカーから見た場合、最も当てはまるものをお答えください。(単一回答)

(型専門メーカーの方も回答)

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| ① 完成品メーカー | ② 1 次下請 | ③ 2 次下請 |
| ④ 3 次下請 | ⑤ 4 次下請以降 | ⑥ わからない |

問 5. 貴社は、製品、部品を発注する側又は受注する側のいずれに該当しますか。(単一回答)

(型専門メーカーの方も回答)

事業者の区分	回答をお願いする設問
① 発注側事業者（製品又は部品の製造を委託している企業）	設問番号 6 ～ 2 6、5 0
② 受注側事業者（製品又は部品の製造を受託している企業）	設問番号 2 7 ～ 5 0
③ 発注側事業者でもあり受注側事業者でもある	設問番号 6 ～ 5 0
④ 型専門メーカー	設問番号 2 8 ～ 3 0、3 2、3 3、4 8、4 9

＜発注側事業者調査票＞

I. 発注先事業者数、貸与型数、型取引適正化の取組について

問 6. 貴社が製品又は部品の製造を委託している下請事業者（サプライヤー、ベンダー、協力会社、仕入先であつて、下請法の適用対象であるかどうかを問いません。）のうち、型を用いて製品や部品を製造している事業者は、何社ありますか。また、自社で使用している型及び下請事業者が使用している型は、それぞれ何面ありますか。**（概数で差し支えありません）**

製造委託している企業数	自社で使用している型の数	貸与している型の数
約 社（記載例 約 100 社）	約 面（記載例 約 1000 面）	約 面（記載例 約 500 面）

問 7. 貴社は、令和元年 1 2 月に公表された型取引適正化推進協議会報告書（下請中小企業振興法「振興基準」第 4 の 5） 以下同じ。）を踏まえ、型取引の適正化に向けた取組を行っていますか。**（単一回答）**

※経済産業省 型取引の適正化推進協議会報告書の掲載ページ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191211002/20191211002.html>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 令和元年 1 2 月の報告書公表前から取り組んでいる ② 令和元年 1 2 月の報告書公表後から取り組んでいる ③ 取り組みを予定しており、令和 3 年度内にその方策を下請事業者に伝達する ④ 取り組みを検討しているが、方策は具体化していない ⑤ 取り組んでいない |
|--|

＜問 7 で「①」、「②」又は「③」と回答した方に伺います。＞

問 8. 型取引の適正化に向けた具体的な取組をお答えください。現在継続中、また、今後、行う予定の場合を含みます。**（複数回答可）**

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 型取引の適正化に着手するため、型の棚卸、型台帳の整備を行った ② 下請事業者が使用する型の取扱い、型の取引方法を社内規程に定めた（貴社が製造を委託している下請事業者が集まる会議等の場で説明した場合を含む） ③ 型代金（型製作相当費）の早期支払、不要型の廃棄、保管料の支払、型の図面、データ等の知的財産権の取扱い、量産期間等のうち複数の項目に関して下請事業者と協議し、協議内容の書面化を行った ④ 型代金（製作相当費）の支払を分割払いから一括払いに改めた ⑤ 型代金（製作相当費）の一部（全額）を前払いするように改めた ⑥ 下請事業者に対し、不要型の廃棄許可や部品の廃番を積極的に通知し、型の廃棄を促進させた ⑦ 廃棄できない型（量産終了後に補修用、アフターパーツ用途として廃棄できない型など）の保管料の支払ルールについて、下請事業者と協議を行い、支払を開始した ⑧ 型の知的財産・ノウハウについて、秘密保持契約を締結や対価の支払を開始した |
|--|

「問16で「⑧」と回答した方に伺います。」

問17. 型の廃棄促進の取組を実施しない理由を全てお答えください。**(複数回答可)**

- ① 廃棄をすべき型が無いから
- ② 下請事業者から廃棄の申請（口頭、メール、書面等）が上がってこないから
- ③ 不要型の廃棄を促進しなくとも、下請事業者に支障はないと考えられるから
- ④ 型の廃棄に取り組むための社員の配置など社内体制整備や取組開始に関して社内コンセンサスを得るのが困難だから
- ⑤ 下請事業者が型の廃棄に取り組まない（型の廃棄を積極的に要望しない）ので、自社だけが取組を開始することは困難である
- ⑥ 型台帳が未整備又は型と製品、部品との関連付けが不十分であるため、廃棄の取組を開始することが困難である
- ⑦ 型の処分は下請事業者の自由な裁量で行っているから（協議会報告書の「類型C」に該当する取引を行っている）

IV. 保管料の支払について

問18. 製品、部品の量産が終了した型又は使用しなくなった後も廃棄ができない型については、下請事業者に対して型の保管料を支払う必要がありますが、貴社の属する産業界では、令和元年12月に型取引適正化推進協議会報告書が公表されて以降、保管料支払に関する取組は進展しましたか。**(単一回答)**

- ① 令和元年12月の報告書公表前から進展している
- ② 令和元年12月の報告書公表後からかなり進展した
- ③ 令和元年12月の報告書公表後から一定の進展がみられた
- ④ 変わらない
- ⑤ やや後退した
- ⑥ かなり後退した

問19. 量産終了後又は長期（概ね1、2年以上）発注していない製品・部品製造に係る型のうち、下請事業者が保有しているものについて、貴社では、保管料支払の必要性についてどのように認識していますか。**(単一回答)**

- ① 保管料支払の必要性を認識し、既に取り組んでいる
- ② 保管料支払の必要性を認識しており、近いうちに取組を開始すべく、そのための方策を検討している
- ③ 保管料支払の必要性を認識しているものの、具体的な方策までは検討していない
- ④ 保管料を支払う必要性までは認識しておらず、取り組む予定もない

「問19で「①」と回答した方に伺います。」

問20. 型の保管料支払について貴社の具体的な取組をお答えください。**(単一回答)**

- ① 保管料支払に関する契約に基づき相応の保管料を支払っている
- ② 保管料支払に関する契約はないものの、下請事業者からの要請（口頭、メール等）があれば、保管料の額を協議した上で支払っている
- ③ 保管料としては支払っていないものの、製品又は部品の製造委託単価に上乗せ（単価を割増し）する形で支払っている
- ④ 下請事業者との間で保管料の金額について協議、交渉している
- ⑤ 保管料支払のためのルール、計算方法、契約締結に向けた協議を行っている
- ⑥ 保管料の支払対象となる型を明らかにするため、型台帳の整備や型の棚卸しを行っている
- ⑦ 保管料の支払の前段階で廃棄の指示をしている（下請事業者から返却してもらっている）

「問20で「①」又は「②」と回答した方に伺います。」

問21. 貴社が前事業年度に下請事業者を支払った保管料の金額（総額）はいくらでしたか。
差し支えなければお答えください。**（概数で差し支えありません）**

約 _____ 万円 （記載例 約 50万円）

「問20で「①」又は「②」と回答した方に伺います。」

問22. 支払った保管料の内訳をお答えください。**（複数回答可）**

- ① 保管場所費用（土地・建物費、外部倉庫費）
- ② 型のメンテナンス費用（サビ取り、研磨、表面処理、メッキ等）
- ③ 保管に要する人件費（保管、移動、管理に要する労務費、外部倉庫からの運送費）
- ④ 保管に要する設備費（パレット、棚）等
- ⑤ 保管に要する備品費（雨よけシート、ビニール等）
- ⑥ 自社、下請事業者とも保管料の内訳までは意識していないが、量産終了後の型の保管に要する諸費用として支払っている
- ⑦ その他（具体的に： _____ ）

「問22で「①」と回答した方に伺います。」

問23. 支払った保管場所費用の計算方法のうち、最も近いものをお答えください。**（単一回答）**

- ① 外部委託している倉庫業者への倉庫料または近隣の倉庫保管料をベースに計算した
- ② 近隣の駐車場料金を参考に計算した
- ③ 型の数、体積に関係なく、定額とした（1つの保管場所につき年間10万円、月額1万円など）
- ④ 当社での保管費をベースとした
- ⑤ 詳細な根拠は不明だが、下請事業者から示された金額が妥当と判断した
- ⑥ その他（具体的に： _____ ）

「問19で「④」と回答した方に伺います。」

問24. 型の保管料支払に取り組む予定がない理由を全てお答えください。**（複数回答可）**

- ① 顧客企業から保管料を受け取っていないので、下請事業者への支払資金を確保できないから
- ② 下請事業者から保管料の支払要請がないから
- ③ 製品、部品の量産が終了し、発注数量は大きく減少したが、少量でも発注している限り、保管料を支払う必要はないと考えられるから
- ④ 保管料は、製造委託している製品単価、部品単価に上乗せされているので、別途、算出して支払う必要はないから
- ⑤ 保管料の額の相場、計算方法が分からないから
- ⑥ 保管料の支払開始時期（量産終了時期）がはっきりしないから
- ⑦ 下請事業者が保有している型の状況（個数、形状等）が不明であるから
- ⑧ 保管料の支払に取り組むための社員の配置など社内体制整備や社内（財務、経理部門等）の理解が得られないから
- ⑨ 保管の指示は行っておらず、型の処分は下請事業者の自由な裁量で行っているから（協議会報告書の「類型 C」に該当する取引を行っている）

V. 知的財産・ノウハウの保護について

問 2 5. 令和元年 12 月以降、下請事業者に対し型の図面、データの提供を求めたことがあるかお答えください。

(単一回答)

- ① 当初より契約で提供することを取り決めていた
- ② 契約になかったが、後日必要となり提供を求め、提供を受けた
- ③ 提供を求めたが断られた
- ④ 提供を求めている

≪問 2 5 で「①」又は「②」と回答した方に伺います。≫

問 2 6. 提供を受けた型の図面、データに関する知的財産・ノウハウの取り扱いについてお答えください。

(複数回答可)

- ① 下請事業者と秘密保持契約等を締結しており、下請事業者の知的財産を第三者に提供することはできない
- ② 下請事業者と秘密保持契約等を締結しているが、下請事業者の知的財産を一定の条件の範囲内等において第三者に提供することはできるとしている
- ③ 下請事業者から型の図面、データの提供を受け、知的財産・ノウハウが含まれるが、秘密保持契約等を締結していない
- ④ 下請事業者から型の図面、データの提供を受けているが知的財産・ノウハウは含まれていない

<受注側事業者調査票>

【型専門メーカーの方は、以下、問 28、29、30、32、33、48、49 にご回答ください】

I. 受注先（顧客）事業者数、貸与型数、型取引適正化の取組について

問 27. 貴社が製品又は部品の製造を請け負っている事業者（顧客企業であって、下請法の適用対象であるかどうかを問いません。）のうち、貴社が型を用いて製品や部品を製造し、納品している事業者は、何社ありますか。また、自社で使用している型は、何面ありますか。**（概数で差し支えありません）**

製造委託している企業数	自社で使用している型の数	貸与している型の数
約 社（記載例 約 100 社）	約 面（記載例 1000 面）	約 面（記載例 約 500 面）

問 28. 貴社は、令和元年 1 2 月に公表された型取引適正化推進協議会報告書（下請中小企業振興法「振興基準」第 4 の 5）以下同じ。）を踏まえ、型取引の適正化に向けた取組を行っていますか。**（単一回答）**
（型専門メーカーの方も回答）

※経済産業省 型取引の適正化推進協議会報告書の掲載ページ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191211002/20191211002.html>

- ① 令和元年 1 2 月の報告書公表前から取り組んでいる
- ② 令和元年 1 2 月の報告書公表後から取り組んでいる
- ③ 取り組みを予定しており、令和 3 年度内にその方策を顧客企業に伝達する
- ④ 取り組みを検討しているが、方策は具体化していない
- ⑤ 取り組んでいない

«問 28 で「①」、「②」又は「③」と回答した方に伺います。»

問 29. 型取引適正化推進協議会報告書を踏まえた具体的な取組をお答えください。今後、行う予定がある場合を含みます。**（複数回答可）（型専門メーカーの方も回答）**

- ① 型取引の適正化に着手するため、型の棚卸、型台帳の整備を行った
- ② 型の取扱い、取引方法について、顧客企業と協議し、協議内容の書面化を行った
- ③ 型代金又は型製作相当費の早期受取について、顧客企業と協議を行った
- ④ 廃棄費用の支払要請や廃棄許可申請を積極的に実施し、自社が保管していた不要な型の廃棄を推進した
- ⑤ 廃棄できない型（量産終了後に補修用、アフターパーツ用途となった型など）の保管料の支払ルールについて、顧客企業と協議を行い、保管料の受取を開始した
- ⑥ 預かった型の管理方法を改め、社内規定として明確化した
- ⑦ 預かった型の管理方法を改め、顧客企業にも通知した
- ⑧ 型の知的財産・ノウハウについて、秘密保持契約を締結や対価の受取を開始した

「問37で「⑦」と回答した方に伺います。」

問38. 型の廃棄促進に取り組まない理由を全てお答えください。(複数回答可)

- ① 廃棄をすべき型が無いから
- ② 顧客企業から廃棄許可の通知(口頭、メール、書面等)がないから
- ③ 不要型の廃棄を促進しなくとも、支障はないから
- ④ 型の廃棄に取り組むための社員の配置など社内体制整備や取組開始に関して社内の理解が得られないから
- ⑤ 顧客企業が型の廃棄に取り組まない(型の廃棄を積極的に許可しない)ので、自社だけが取組を開始することは困難である
- ⑥ 型台帳が未整備又は型と製品、部品との関連付けが不十分であるため、廃棄の取組を開始することが困難である
- ⑦ 顧客企業から製品、部品の製造を請け負っているものの、型そのものの製造を請け負っておらず、型代金(製作相当費)も受け取っていない
- ⑧ 型の処分は自社の自由な裁量で行っているから(協議会報告書の「類型C」に該当する取引を行っている)

IV. 保管料の受領について

問39. 貴社が顧客企業から、型を用いて製造を行う製品、部品の製造委託を受けているときは、量産終了後の型又は使用しなくなった後も廃棄ができない型については、顧客企業から型の保管料を受け取るべきですが、貴社の属する産業界では、令和元年12月に型取引適正化推進協議会報告書が公表されて以降、保管料受取に関する取組は進展しましたか。(単一回答)

- ① 令和元年12月の報告書公表前から進展している
- ② 令和元年12月の報告書公表後からかなり進展した
- ③ 令和元年12月の報告書公表後から一定の進展がみられた
- ④ 変わらない
- ⑤ やや後退した
- ⑥ かなり後退した

問40. 貴社は、顧客企業に型の保管料支払を申し入れたことがありますか。(単一回答)

- ① 顧客企業側から保管料支払に向けた協議の申入れがあり、これに応じた
- ② 顧客企業に保管料支払の申入れを行い、協議を経て、保管料を受領するに至った
- ③ 今後、顧客企業に保管料支払の申入れを行う予定である
- ④ 顧客企業に対し、金銭的な負担を求めるのは立場上難しく、保管料支払の申入れができない
- ⑤ 保管料を受領しなくても事業に支障をきたすことはないので、保管料支払を申し入れる予定はない
- ⑥ その他 ()

「問40で「①」、「②」又は「③」を回答した方に伺います。」

問41. 貴社は、顧客企業との型の保管料の協議に当たって事前に準備(検討)したことをお答えください。

(複数回答可)

- ① 保管料支払に向けて顧客企業に申入れを行うに当たって、取引のルールを確認した
- ② 保管料支払に向けて顧客企業に申入れを既に行った他社への聞き取りを行った
- ③ 保管料の相場を知る近隣の倉庫料等の金額を調べた
- ④ 保管料を受け取る場合の契約条項の記載方法を検討した
- ⑤ その他 ()

問 4 2. 量産終了後又は長期（概ね 1、2 年以上）受注していない製品・部品製造に係る型のうち、貴社が顧客企業のために保有しているもの（貴社に所有権がある場合も含まれます。）について、貴社では、保管料を受け取ることの必要性（取組の必要性）についてどのように認識していますか。（単一回答）

- ① 保管料を受け取る必要性を認識し、既に取り組んでいる
- ② 保管料を受け取る必要性を認識しており、近いうちに取組を開始すべく、そのための方策を検討している
- ③ 保管料を受け取る必要性を認識しているものの、具体的な方策までは検討していない
- ④ 保管料を受け取る必要性を認識しておらず、今後、取り組む予定もない

「問 4 2 で「①」と回答した方に伺います。」

問 4 3. 型の保管料の受領について貴社の具体的な取組をお答えください。（単一回答）

- ① 保管料支払に関する契約に基づき相応の保管料を受け取っている
- ② 保管料支払に関する契約はないものの、顧客企業に要請（口頭、メール等）すれば、保管料の額を協議した上で支払われている
- ③ 保管料としては支払われないものの、製品または部品の製造委託単価に上乘せ（単価を割増し）する形で支払われている
- ④ 顧客企業との間で保管料の金額について協議、交渉している
- ⑤ 保管料支払のためのルール、計算方法、契約締結に向けた協議を行っている
- ⑥ 保管料の支払対象となる型を明らかにするため、型台帳の整備や型の棚卸しを行っている
- ⑦ 保管料の支払の前段階で廃棄の許可を申し入れている（顧客企業に返却してよいか確認している）

「問 4 3 で「①」又は「②」と回答した方に伺います。」

問 4 4. 貴社が前事業年度に顧客企業から受け取った保管料の金額（総額）はいくらでしたか。
差し支えなければお答えください。（概数で差し支えありません）

約 _____ 万円 （記載例 約 50 万円）

「問 4 3 で「①」又は「②」と回答した方に伺います。」

問 4 5. 受け取った保管料の内訳をお答えください。（複数回答可）

- ① 保管場所費用（土地・建物費、外部倉庫費）
- ② 型のメンテナンス費用（サビ取り、研磨、表面処理、メッキ等）
- ③ 保管に要する人件費（保管、移動、管理に要する労務費、外部倉庫からの運送費）
- ④ 保管に要する設備費（パレット、棚）等
- ⑤ 保管に要する備品費（雨よけシート、ビニール等）
- ⑥ 自社、顧客企業とも保管料の内訳までは意識していないが、量産終了後の型の保管に要する諸費用として受け取っている
- ⑦ その他（具体的に： _____)

「問 4 5 で「①」と回答した方に伺います。」

問 4 6. 受け取った保管場所費用の計算方法のうち、最も近いものをお答えください。（単一回答）

- ① 外部委託している倉庫業者への倉庫料又は近隣の倉庫保管料をベースに計算した
- ② 近隣の駐車場料金を参考に計算した
- ③ 顧客企業と協議し、型の数、体積に関係なく、定額とした（年間 10 万円、月額 1 万円など）
- ④ 詳細な根拠は不明だが、顧客企業から示された金額をベースとした
- ⑤ その他（具体的に： _____)

「問42で「④」と回答した方に伺います。」

問47. 型の保管料受取に取り組む予定がない理由を全てお答えください。(複数回答可)

- ① 顧客企業が保管料受取に向けた協議を受けてもらえないから
- ② 製品、部品の量産が終了し、受注数量は大きく減少したが、少量でも受注している限りは保管料を受け取る必要はないと考えられるから
- ③ 保管料は、製造委託している製品単価、部品単価に上乘せされているので、別途、算出して受け取る必要はないから
- ④ 保管料の額の相場、計算方法が分からないから
- ⑤ 保管料の受取開始時期がはっきりしないから
- ⑥ 顧客企業に対し、自社が保有している型の状況（個数、形状等）を明らかにしておらず、協議方法が難しいから
- ⑦ 保管料受取に取り組むための社員の配置など社内体制整備や取組開始に際して社内の理解が得られないから
- ⑧ 保管料を受け取ると保管責任が発生してしまうと考えるから
- ⑨ 顧客企業から型の保管は求められておらず、当社の自由な裁量で保管しているから（協議会報告書の「類型 C」に該当する取引を行っている）

V. 知的財産・ノウハウの保護について

問48. 令和元年12月以降、顧客企業への型の図面、データの提供を求められたことがあるかお答えください。

(単一回答) (型専門メーカーの方も回答)

- ① 当初より契約で提供することを約しており、不本意な提供ではない
- ② 当初より契約で提供することを約していたが、契約を取るために致し方なかった（不本意であった）
- ③ 契約になかったが提供を求められ提供したが、不本意な取引ではない
- ④ 契約にないにも関わらず提供を強要されたことがあり、不本意ながら提供した
- ⑤ 提供を求められたが断った
- ⑥ 提供を求められていない

「問48で「①」～「④」と回答した方に伺います。」

問49. 提供した型の図面、データに関する知的財産・ノウハウの取り扱いについてお答えください。(複数回答可)

(型専門メーカーの方も回答)

- ① 顧客企業と秘密保持契約等を締結しており、当社の知的財産の侵害はない
- ② 顧客企業と秘密保持契約等を締結しているが、顧客企業に有利な契約となっている（知的財産侵害のおそれがある）
- ③ 顧客企業と秘密保持契約等を締結していない

VI. 型取引適正化の取組の進捗状況

こちらの設問では具体的な企業名を伺いますが、差し障りのない範囲でお答えいただければ結構です。
本設問は各サプライチェーンの取組実態を把握し、効果的な施策を検討することが目的であり、ご回答内容を取引先企業や事業者団体その他の者に開示することはありません。
貴社の企業名及び回答内容が外部に漏れることは絶対にありませんので、安心して実態をお答えください。

問50. 貴社が所属するサプライチェーンにおける令和3年1月以降の取組の進展状況をお答えください（当てはまるすべてのサプライチェーンをお答えください）。

① 型取引の適正化が進展したサプライチェーン

1) サプライチェーンの頂点企業名	
2) 貴社が実際に納品している企業	
3) 具体的な進捗内容	

② 型取引の適正化が進展していないサプライチェーン

1) サプライチェーンの頂点企業名	
2) 貴社が実際に納品している企業	
3) 具体的に進捗していない内容	

調査票は以上になります。ご協力ありがとうございました。